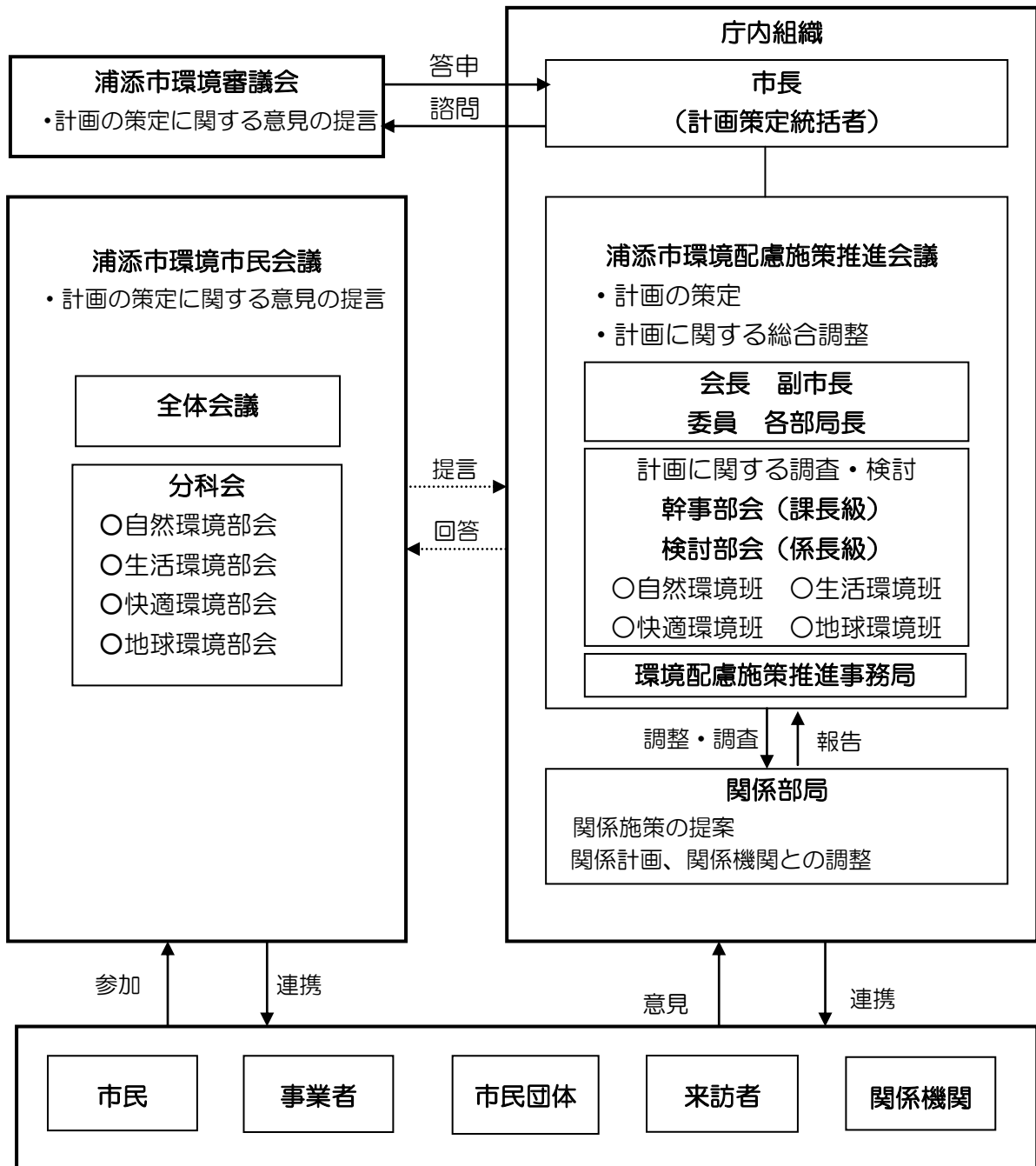


<資料編>

1 浦添市環境基本計画の策定体制



2 浦添市環境基本計画の策定経過

【凡 例】		
●浦添市環境審議会	□浦添市環境配慮施策推進会議	○浦添市環境市民会議

開催日	会議名称		内容
平成23年 10月21日	検討部会・幹事部会 (平成23年度 第1回)	□	・オリエンテーション
10月下旬 ～11月末	市民・事業者アンケート	—	・環境に関する評価や関心の度合い、望ましい環境像等についての意見・要望 (対象：市民 2500人、事業者 500社)
11月2日	環境審議会(第5回)	●	・諮問 ・計画の策定概要の審議
11月18日	全体会議 (平成23年度 第1回)	○	・委員委嘱 ・オリエンテーション
12月20日	検討部会 (平成23年度 第2回)	□	・基礎調査、アンケート調査結果の報告 ・「浦添市の現況と課題」の検討
平成24年 1月13日	分科会 (平成23年度 第1回)	○	・ワークショップ「環境の現況と課題～大切にしたいもの・改めたいもの～」
2月1日	分科会 (平成23年度 第2回)	○	・ワークショップ「環境の現況と課題～大切にしたいもの・改めたいもの～(続き)」
2月19日	環境シンポジウム	—	・基調講演「協働による環境保全 ーリユウキュウアユ復元事業を例にー」 ・基本計画策定概要 ・市域環境の現況と問題点等の報告(市民会議からの報告) ・パネルディスカッション「環境を良くするために私達にできること～大切にしたいもの・改めたいもの～」
3月26日	検討部会 (平成23年度 第3回)	□	・「第1章 計画の基本的な事項」の検討 ・「環境の現況と課題」の検討 ・「環境に関する事務事業調査」の報告
3月28日	環境審議会(第6回)	●	・「第1章計画の基本的な事項」の審議 ・基礎調査、アンケート調査の結果報告 ・環境シンポジウムの開催報告

平成23年度

開催日	会議名称		内容	
平成24年度	4月19日	検討部会 (平成24年度 第1回)	□	• 「第2章 環境の現況と課題」の検討
	4月26日	分科会 (平成24年度 第1回)	○	• 「第1章 計画の基本的事項」の検討 • ワークショップ「第2章 環境の現況と課題」
	5月22日	検討部会 (平成24年度 第2回)	□	• 「計画の取組課題」の検討 • 「望ましい環境像」と「重点施策」の検討
	5月29日	全体会議 (平成24年度 第1回)	○	• 「計画の取組課題」の検討 • 「望ましい環境像」と「重点施策」の検討
	6月15日	検討部会 (平成24年度 第3回)	□	• 「第3章 環境基本計画がめざすもの」の検討 • 「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」の検討
	6月26日	分科会 (平成24年度 第2回)	○	• 「第3章 環境基本計画がめざすもの」の検討 • ワークショップ「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」
	7月4日	検討部会 (平成24年度 第4回)	□	• 「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」の検討(続き) • 「第5章 主体別行動指針」の検討
	7月12日	分科会 (平成24年度 第3回)	○	• ワークショップ「第5章 主体別行動指針」
	7月19日	検討部会 (平成24年度 第5回)	□	• 「第5章 地域別行動指針」の検討
	7月26日	分科会 (平成24年度 第4回)	○	• ワークショップ「第5章 地域別行動指針」
	11月16日	幹事部会 (平成24年度 第1回)	□	• 素案の検討(第1章～第4章)
	12月5日	検討部会 (平成24年度 第6回)	□	• 「第6章 計画の推進」の検討 • 素案の検討 • 「計画の目標・指標」についての検討
	12月6日	幹事部会 (平成24年度 第2回)	□	• 素案についての検討(第5章～第6章) • 「計画の目標・指標」についての検討
	12月11日	全体会議 (平成24年度 第2回)	○	• 素案の検討
	12月13日	環境審議会(第7回)	●	• 素案の検討
	平成25年 1月4日 ～25日	パブリックコメント	—	• 素案に対する市民・事業者等の意見募集
1月14日	意見交換会	—	• 素案に対する意見交換	

開催日	会議名称		内容
平成24年度	2月 5日	検討部会 (平成24年度 第7回)	□ <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 パブリックコメント・意見交換会の報告
	2月 6日	幹事部会 (平成24年度 第3回)	□ <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 パブリックコメント・意見交換会の報告
	2月 6日	全体会議 (平成24年度 第3回)	○ <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 パブリックコメント・意見交換会の報告
	2月12日	環境審議会(第8回)	● <ul style="list-style-type: none"> 計画案の審議 パブリックコメント・意見交換会の報告
	2月13日	推進会議(第3回)	□ <ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び最終案の審議
	2月18日	環境審議会(第9回)	● <ul style="list-style-type: none"> 計画最終案の審議 答申

3 浦添市環境審議会等名簿

(1) 浦添市環境審議会 名簿

役職	名前	所属等
会長	諸喜田 茂充	琉球大学 名誉教授
副会長	吉永 安俊	琉球大学 名誉教授
委員	屋良 学	浦添市商工会議所 副会頭
委員	松田 ミサ子	浦添市女性団体連絡協議会 会長
委員	比嘉 勝昭	浦添市自治会長会 会長
委員	新垣 浩	浦添市 市民部長 (平成 24 年3月まで)
	山田 勉	浦添市 市民部長 (平成 24 年4月から)

(2) 浦添市環境配慮施策推進会議 名簿

①浦添市環境配慮施策推進会議

	補職名
会長	副市長
副会長	市民部長
	総務部長
	企画部長
	福祉部長
	健康部長
	都市建設部長
	消防長
	教育部長
	指導部長
	文化部長
	水道部長
	西海岸開発局長
議会事務局長	

②浦添市環境配慮施策推進会議 (幹事部会)

	補職名
部会長	市民部長
副部会長	市民部環境施策推進室長
	総務部総務課長
	総務部財政課長
	企画部企画課長
	企画部情報政策課長
	市民部市民生活課長

	市民部環境保全課長 市民部環境施設課長 福祉部福祉課長 健康部健康推進課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部契約検査課長 消防本部総務課長 教育部総務課長 文化部文化課長 指導部学務課長 水道部総務課長 議会事務局次長
--	---

③浦添市環境配慮施策推進会議（検討部会）

	補 職 名
部会長 副部会長	市民部長 市民部環境施策推進室長
自然環境班	総務部財政課財政係長 企画部国際交流課国際交流係長 企画部西海岸開発局西海岸開発課企画開発係長 市民部市民生活課市民生活係長 市民部商工産業課商工観光係長 健康部健康推進課保健係長 都市建設部美らまち推進課花・みどり推進係長 都市建設部区画整理課管理係長 教育部生涯学習振興課生涯学習振興係長 指導部学校教育課指導係長
生活環境班	市民部商工産業課農林水産係長 市民部環境保全課環境保全係長 健康部健康推進課予防係長 都市建設部下水道課維持管理係長 消防本部予防課予防係長 水道部配水課管理係長 指導部こども青少年課青少年係長
快適環境班	総務部防災危機管理室主査 市民部環境保全課環境整備係長 市民部環境施設課管理係長 福祉部保育課保育係長 都市建設部都市計画課都市計画係長 都市計画部景観まちづくり室景観まちづくり技査 消防本部総務課総務係長 水道部配水課施設係長

	教育部總務課施設係長 文化部文化課文化財係長
地球環境班	企画部企画課企画係長 総務部総務課管財係長 市民部環境施策推進室技査 福祉部福祉課管理係長 健康部地域支援課地域支援係長 都市建設部契約検査課契約検査係長 教育部総務課庶務係長 文化部文化課文化振興係長 指導部学務課学務係長 水道部総務課総務係長 議会事務局庶務係長

(3) 浦添市環境市民会議 名簿（順不同）

役 職	名 前	所 属 等
代 表	西江 重信	グループエコライフ
副 代 表	東風平 朝辰	公募

分科会部会	名 前	所 属 等	
自然環境部会	大城 功太郎	公募	
	今 隆春	公募	
	白玉 彩佳	公募	
	新里 玲王奈	琉球二ライ大学ネットワーク	部会長
	田邊 治通	公募	副部会長
	名嘉 謙 本田 雅則	沖縄県建設業協会浦添・西原支部	
	西江 重信	グループエコライフ	
生活環境部会	加藤 俊孝	まちづくりてだこ市民会議	
	仲松 辰男	公募	
	平賀 ミネ子	公募	
	真喜志 一輝	浦添商工会議所	部会長
	蒔田 道夫	うらおそい歴史ガイド友の会	副部会長
	松本 淳	公募	
	渡辺 季洋	公募	
快適環境部会	池宮 直子	くるりんの会	副部会長
	上江洲 徹也	公募	
	東風平 朝辰	公募	
	比嘉 武宏	浦添ライオンズクラブ	
	山内 盛和	公募	
	渡辺 智子	湧き水 fun 倶楽部	部会長
地球環境部会	川満 昭範	公募	部会長
	喜納 朝勝	浦添ロータリークラブ	
	金城 節子	公募	
	庄島 興一	公募	副部会長
	砂川 直樹	浦添電業会	
	比嘉 順子	公募	
	堀川 剛	浦添青年会議所	

4 浦添市環境審議会答申

平成 25 年 2 月 18 日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市環境審議会
会長 諸喜田茂充



浦添市環境基本計画の策定について（答申）

平成 23 年 11 月 2 日付け浦市環第 281 号で諮問のありました浦添市環境基本計画の策定について、地域環境に止まらず複雑化した地球環境を含めた環境問題の解決に向けた本市の取組に関する総合的な視点で調査・審議しましたので、別添のとおり答申いたします。

本市の「望ましい環境像」として『豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添』を掲げ、その実現をめざすための施策体系、取組施策、行動指針等を取りまとめるに至りました。

なお、本計画の推進にあっては、市民・市民団体・事業者・来訪者・市が強いパートナーシップで結ばれ、行政内部においては関係部署が連携し、計画の適切な進行管理の下、望ましい環境像の実現をめざすよう、特に要望いたします。

5 浦添市環境基本条例

○浦添市環境基本条例

(平成 23 年 6 月 29 日条例第 15 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(第 9 条—第 26 条)
- 第 3 章 推進体制 (第 27 条—第 30 条)
- 第 4 章 環境審議会 (第 31 条)
- 第 5 章 雑則 (第 32 条)
- 附則

私たちの住む「てだこの都市 (まち)・浦添」は、亜熱帯気候にある沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する緩やかな傾斜にあって、琉球王統発祥の地として自然と調和した政治・経済や歴史文化が栄えた地である。

しかし、先の大戦はこの地を壊滅的に破壊した。終戦後、米国統治の下に進められた基地建設は、農業主体の産業構造を変化させ土地利用の在り方に变化をもたらした。また、日本復帰後もこの産業構造の変化に連動した開発等が行われ、これらの環境の改変がさらに進められた。

一方、私たちの生活に根ざした経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄社会を形成したことにより環境への負荷を増大させ、地域環境の阻害のみならず地球温暖化等をもたらし、生物種全体の生存を脅かす地球規模の環境問題を引き起こしている。

「てだこの都市 (まち)・浦添」の環境そして地球環境は、先人達が残してきた貴重な財産である。私たちは、この良好な環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、先人達と同様にこの貴重な財産を将来の世代に引き継いでいく責務がある。この認識の下、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

ここに、私たちは地球市民として環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、本市全体の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基

本となる条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め推進することにより、現在及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、樹林、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下 (鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は

生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組まなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体と協力して、積極的に推進しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、

事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（市民団体の責務）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境の保全及び創造に関する活動を推進するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、公害その他潤いある豊かな環境の保全及び創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（来訪者の責務）

第8条 来訪者は、環境の保全及び創造に関する活動に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、又は協働するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
（施策の策定等に係る基本方針）

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復、維持及び有効利用

- (2) 生態系及び自然環境の保全及び回復
 - (3) 緑地の保全及び施設整備
 - (4) 公害の防止及び予防
 - (5) 快適環境の創造
 - (6) 循環型社会の構築
 - (7) 地球環境保全
 - (8) 環境教育及び環境学習の充実
 - (9) 協働
- (環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(水循環に関わる樹林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、樹林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識の下、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく樹林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第14条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道及びコミュニティ・プラントの事業を推進するとともに、浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創造のための事業を推進するものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市景観の形成)

第18条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる街なみを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第19条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第20条 市は、地球環境保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第21条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に資する環境行動指針を定め、その普及に努めるとともに、環境行動指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第22条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) 環境の保全及び創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、

環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言、助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況及び環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第22条に定める環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民、市民団体、事業者及び来訪者の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境監視体制の整備)

第28条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるとともに、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(関係団体との協力等)

第30条 市は、環境の保全及び創造のため、国、県

その他の地方公共団体及び民間の関係団体（以下「国等」という。）と連携を行う必要のある施策を実施するときは、積極的に推進するものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第4章 環境審議会

（環境審議会の役割）

第31条 浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第2条別表に規定する浦添市環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

第5章 雑則

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

【アルファベット・数字】

BOD(Biochemical Oxygen Demand の略)

→「生物化学的酸素要求量」の項を参照

COD(Chemical Oxygen Demand の略)

→「化学的酸素要求量」の項を参照

ISO14001(International Organization for Standardization の略)

平成8年に国際標準化機構 (ISO, International Organization for Standardization) が発行した環境マネジメントシステムに関する国際標準規格。環境マネジメントとは、組織が自ら環境に関する方針及び目的を定め、その実現のための計画 (Plan) を立て、それを実施・運用 (Do) し、その結果を点検及び是正 (Check) し、これに基づきさらによく見えるように見直し (Act) を行うという PDCA サイクルを確立することであり、これにより、組織の活動が環境に与える影響を適切に管理し、環境の保全と汚染の予防を図ることをめざすものです。

n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサン (ノルマルヘキサン) と呼ばれる有機溶媒によって抽出される不揮発性の物質の総称で、水中の油分の指標の一つ。油分は直接および間接的に魚介類を死亡させるとともに、魚介類に臭いをつけてその商品価値を失わせませす。そのため、環境基準では海域について n-ヘキサン抽出物質として「検出されないこと」(検出下限値 0.5 mg/l) と定められています。

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register の略)

→「化学物質排出移動量届出制度」の項を参照

SPM(Suspended Particulate Matter の略)

→「浮遊粒子状物質」の項を参照

75%値(水質汚濁)

河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量 (BOD)、又は海域における有機物による水質汚濁の指標である化学的酸素要求量 (COD) の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値です。

BOD又はCODの測定結果が環境基準に適合しているかどうか(環境基準の評価)については、一年間で得られたすべての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上ある場合に、環境基準に適合していると評価します。

言い換えると、次に示す方法で計算された75%水質値が、その地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価されます。

「75%値」の求め方は、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値が、「75%値」になります。

〔例〕 年12回測定の場合、測定値の低い方から数えて9番目に該当する値($12 \times 0.75 = 9$)が75%値です。

【あ行】

アイドリングストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するとともに有効な手段であるとされています。

悪臭防止法

工場・事業場からの悪臭物質の排出の規制措置等を定めた法律。昭和46年に施行されました。

亜硝酸性窒素

化合物のなかに亜硝酸塩として含まれている窒素のことを亜硝酸性窒素と呼びます。水中では亜硝酸イオン NO_2^- として存在し、地下水汚染の原因物質の一つとなっております。

硝酸性窒素と同様、肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、きわめて不安定な物質で、好気的環境では硝酸塩に、嫌気的環境ではアンモニウム塩に速やかに変化します。

硝酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10 mg/ℓ以下となっております。

→「硝酸性窒素」の項も参照

イノー(礁池)

サンゴ礁に囲まれた浅いおだやかな海のこと。イノー内の潮下帯の浅いところから水深数 m 程度の所にかけては、海草の繁茂する藻場が各所に形成されています。

エコドライブ

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境にやさしい取組をいいます。

温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気中に「熱がこもる」役割を果たすガス成分のことで、地球温暖化対策推進法に規定され、京都議定書における温室効果ガスの対象である 6 ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄）を指します。

【か行】

化学的酸素要求量(COD)

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によ

って強制的に酸化されるときに消費される酸素の量（通常 mg/ℓで表わす）をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としています。

化学物質排出移動量届出制度(PRTR)

人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中（大気、河川、海域など）に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みのことをいいます。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出します。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外（非対象事業所、家庭、自動車など）から排出される量を推計し、これら 2 つのデータを併せて公表します。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」により制度化されました。

合併処理浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽をいいます。これに対し、水洗トイレなどの汚水だけを浄化する浄化槽のことを「単独処理浄化槽」といいますが、現在「単独処理浄化槽」の新規設置は法律で禁止されています。

環境基準

環境行政において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「大気」、「水質」、「土壌」、「騒音」、「ダイオキシン類」についてそれぞれ法令に基づき定められるものです。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」として以下の性質があります。

- (1) 個別の発生源を対象に規制を行う「排出基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制することはしない。
- (2) 一方、許容限度あるいは被害の受忍限度（この基準まで環境負荷を大きくしても良いという限度）といった消極的な意味での限度と解されてはならないものである。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいいます。

揮発性有機化合物(VOC)

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等に含まれています。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なものは約 200 種類あります。

揮発性有機化合物は、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントや SPM の原因物質でもあります。

京都議定書

平成 9 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素など 6 つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書のことです。

グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

平成 12 年 5 月に、環境物質等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称のことです。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグといいます。大気の汚染に係る環境基準が設けられています。

コージェネレーション(熱電併給システム)

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯、暖房等を行うエネルギー供給システムのことをいいます。従来の発電システムのエネルギー利用効率は 40%程度で、残りは失われていましたが、このシステムでは最大 80%まで高められます。これまでは紙パルプ、石油化学産業等で導入されていましたが、最近ではオフィスビル、病院、ホテル、スポーツ施設等でも導入が進んでいます。

コンポスト化

微生物の働きにより有機物（生ごみ・落葉等）を堆肥（コンポスト）に変えることをいいます。

【さ行】

酸性雨

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で酸が地上に到達することをいいます。通常では、pH5.6 以下になった雨を酸性雨と呼んでいます。

硝酸性窒素

硝酸態窒素とは、硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素のことで、亜硝酸性窒素と同様に地下水汚染の原因物質となっています。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となります。亜硝

酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10mg/ℓ 以下と定められています。

→「亜硝酸性窒素」の項も参照

植物群

同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいいます。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられています。

同じような立地にはよく似た植物群落が見られることから、立地条件、種の組成、群落全体の形状などにより、類型化されることが多く、「植物群系」、「植物群集」などとも言われることがあります。「植生図」は、植物群落とその類型を地図として表したものです。

植生

ある地域における植物体の集まりの総称のことを「植生」といいます。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を受けます。一方、成立した植生はこれらの環境要因を変化させるため、現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果でもあります。

水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯蔵し、川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことをいいます。

生物化学的酸素要求量(BOD)

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称の BOD が使われています。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言えます。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としています。

生物多様性

バラエティに富む生物が複雑で多様な生態系をつくり、またその生態系自体も多くの種類があることを示す言葉です。生物は、地球上のあらゆる場面で、動物、植物、微生物といった異なる種類同士が捕食関係にとどまらない「持ちつ持たれつ」の微妙なバランスの上に生存しています。しかし、この「絶妙なバランス」の生物多様性が急速に失われていることが危惧されています。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール (Co-PCB) の総称であり、それぞれ毒性が異なります。

人への影響については、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有するといわれています。

大腸菌群数

大腸菌群とは、乳糖（ラクトース）を分解し酸とガスを形成する好気性又は通性嫌気性の菌の総称です。大腸菌群が水中に存在するという事は、多くの場合、その水が人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものであることから、水質汚濁の指標とされています。

窒素酸化物(NOx)

大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素や二酸化窒素が主です。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。人の健康影響については、主に呼吸器系統への影響が知られています。

低公害車

排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公

害の発生を大幅に抑えた車両のことをいいます。具体的な車両として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられますが、開発が進む燃料電池車や低燃費型のガソリン・ディーゼル車も低公害車として含まれるとする考えもあります。

等価騒音レベル

時間とともに変動する騒音(非定常音)について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつです。通常、騒音レベルは時間とともに変動するため、その評価にあたっては、一定の測定時間内でこれに等しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルを使用しています。単位はデシベル(dB)です。

間欠的にn個の騒音レベルを測定した場合、その測定値を P_{A1} 、 P_{A2} ・・・ P_{An} とすると、等価騒音レベル(L_{Aeq})は、次式で算定できます。

$$L_{Aeq} = 10 \log [(10^{(P_{A1}/10)} + 10^{(P_{A2}/10)} + \dots + 10^{(P_{An}/10)}) / n]$$

透水性舗装

河川への雨水流出抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、雨水の一部を地下に浸透させることができる道路等の舗装のことをいいます。

【な行】

二酸化窒素

→「窒素酸化物」の項を参照

【は行】

バリアフリー

バリア(障壁)をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障がい者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様をすることを意味します。

建築分野に限らず、公共施設や交通機関、身の回りの商品でもバリアフリー化が進んでいます。障がい者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障がいの

除去という意味にも使われます。

ビオトープ

生物の生息空間のことであり、地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を形づくっている空間のことをいいます。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人口排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいいます。

この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれます。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している $10 \mu m$ 以下の粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基準は「1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下」と定められています。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(黄砂、火山、森林火災など)のものがあります。

ポットホール

岩の窪みなどに入り込んだ礫(れき)が強い水流でその礫が回転し、丸みを帯びた円形の穴に拡大したものを「ポットホール」といいます。川底が侵食の影響で下がり、ポットホールのできた場所は水面より高くなることで、その結果、ポットホールは地表に見られるようになります。また、すりへって球状になった礫が、まれに穴の底に残っているポットホールもあります。

【や行】**ユニバーサルデザイン**

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。ユニバーサルデザインの7原則として以下のものがあります。

- ①誰にでも公平に利用できること。
- ②使う上で自由度が高いこと。
- ③使い方が簡単ですぐわかること。
- ④必要な情報がすぐに理解できること。
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること。
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。

要請限度(自動車騒音に係る)

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。

【ら行】**リスクコミュニケーション**

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいいます。

化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となります。



浦添市環境基本計画

発行年：平成25（2013）年 3月

発行：浦添市 市民部 環境施策推進室

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL 098-876-1234（代表）